

社会福祉法人大洲育成園役員等費用弁償等支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人大洲育成園定款第5条及び第15条に規定する役員及び社会福祉法人大洲育成園苦情解決に関する規程第2条第1項第3号に規定する第三者委員、また評議員選任・解任委員会運営細則第2条に規定する委員（以下「役員」という。）に支給すべき費用弁償の額並びにその支給方法を定める事を目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が職務を行うために要する費用の弁償として支給する旅費額は別表による。

2 日当については、役員等が職務のために県外への出張したときに、支給する。

3 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

別表

区分	鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料	
					乙地方	甲地方
				円	円	円
役員等	職員の例による	職員の例による	職員の例による	3,000	13,300	14,800

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成26年5月21日から施行する。

附則 この規則は、平成30年1月1日から適用する。